

平成26年第3回北海道議会定例会に提案する条例案(12件)

<新規制定条例>

1 北海道立総合博物館条例案（環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課（24-410））

○主な制定内容

道民の教養の向上及び文化の発展に資するよう、道立開拓記念館の機能を充実強化し、道立アイヌ民族文化研究センターと統合することにより、新たに道立総合博物館を設置する。

【北海道立総合博物館の概要等】

(1) 設置目的

北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与する。

(2) 位置

札幌市及び江別市（野幌森林公園内）

(3) 総合博物館に置く施設及び主な事業

施設	主な事業
北海道博物館	・北海道の歴史等に関する資料の収集、展示等及び資料に関する調査研究 ・アイヌ民族文化に関する調査研究等 ・特別展示室の貸出し
北海道開拓の村	・北海道開拓の歴史を示す建造物等の展示等 ・開拓過程における生活様式等に係る催しの開催等
野幌森林公園自然ふれあい交流館	・野幌森林公園の自然に関する資料の収集、展示等 ・自然に関する情報提供

(4) 管理

指定管理者による管理（北海道博物館については、施設等の維持管理及び特別展示室の貸出し等の業務に限る。）

(5) 北海道立総合博物館協議会の設置

総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、外部有識者で構成する協議会を設置する。

（施行期日 平成27年4月1日）

2 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案

（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-226））

○主な制定内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「第3次一括法」）の制定に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める。

※現在、指定居宅介護支援等（介護支援専門員（ケアマネジャー）による居宅サービス計画の作成等）の事業の人員及び運営に関する基準等は法令により定められており、道内の各事業所において適正な事業運営がなされていることから、国が示した基準に基づき、これを条例において規定し、利用者の死亡事故その他重大な事故発生時における道に対する報告義務を独自基準として加えるもの

（施行期日 平成27年4月1日）

<一部改正条例>

3 北海道地域振興条例の一部を改正する条例案

(総合政策部地域づくり支援局地域政策課 (23-463))

○主な改正内容

本道における人口減少の進行、地方分権改革の動向等に鑑み、地域振興に関する施策の効果的な推進を図るよう、人口減少に伴う地域課題に対応すること等を施策推進の基本方針に加える。

【施策推進の基本方針に加える事項】

- ①人口の減少に伴う地域の課題に対応すること
- ②多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること
- ③地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと

(施行期日 公布の日)

4 北海道消費生活条例の一部を改正する条例案 (環境生活部くらし安全局消費者安全課 (24-521))

○改正内容

消費者を取り巻く環境の変化等に鑑み、消費者の保護を図るべき対象となる取引に訪問購入等の事業者が消費者から物品を購入する行為等が含まれることを明確にする。

※事業者が消費者から物品を購入する場合等においても消費者の権利は尊重され、事業者の責務は課されていること、不当な取引方法の禁止の適用があること等を明確化

(施行期日 公布の日)

5 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-332))

○主な改正内容

薬事法の改正等に鑑み、再生医療等製品の製造販売業許可等の事務に係る手数料について定めるとともに、医薬品適合性調査等に係る手数料の額を改定する。

※新設：再生医療等製品製造販売業許可申請手数料など14項目

※改定：医薬品適合性調査申請手数料など27項目

(施行期日 一部を除き、平成26年11月25日)

6 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (25-332))

○主な改正内容

薬事法等の改正に鑑み、高度管理医療機器等営業所管理者の管理等の兼務の許可等に係る事務を保健所を設置する市（札幌市、函館市、小樽市及び旭川市）が処理することとする。

(施行期日 一部を除き、平成26年11月25日)

7 北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局（25-769））

○主な改正内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）の改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるとともに、北海道社会福祉審議会において幼保連携型認定こども園に関する事項を調査審議することとする。

(1) 北海道認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正

①題名

「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」に改正

②幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

幼保連携型認定こども園の認可制度が創設されることから、国が示した基準に従い又は参酌し、学級の編制の基準、職員の配置の基準、施設設備の基準及び管理運営の基準等について規定

また、乳児室とほふく室を同一の部屋とする場合の面積基準を国が示した基準よりも広く設定する等の独自基準を規定

(2) 北海道社会福祉審議会条例の一部改正

調査審議事項として、幼保連携型認定こども園に係る認可、事業停止命令及び認可の取消し等に関する事項を追加

（施行期日 規則で定める日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内））

8 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部子ども未来推進局（25-768））

○改正内容

子どもを安心して生み育てることができる体制の整備を一層推進するよう、北海道安心こども基金条例の有効期限を延長する。

※有効期限 平成31年6月30日 → 平成32年6月30日

（施行期日 公布の日）

9 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（保健福祉部子ども未来推進局（25-769））

○改正内容

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、保育所が整備すべき内部規程の項目等に係る運営基準の改正を行う。

※内部規程の項目 2項目 → 11項目

（施行期日 規則で定める日（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内））

10 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

（教育庁学校教育局高校教育課（35-711）、特別支援教育課（35-778））

○改正内容

新たに札幌視覚支援学校を設置するとともに、赤平高等学校等を廃止する。

(1) 高等学校の廃止

北海道赤平高等学校、北海道札幌拓北高等学校、北海道戸井高等学校

(2) 特別支援学校関係

①特別支援学校の廃止（統合し、②を新設）

北海道高等盲学校、北海道札幌盲学校

②特別支援学校の新設

北海道札幌視覚支援学校

（施行期日 平成27年4月1日）

法令の改正に伴う規定の整備関係 … 2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
11	北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 （保健福祉部地域医療推進局地域医療課（25-313））	医療法の改正に伴い、規定の整備を行う（引用条項の改正）。	一部を除き、公布の日
12	薬事法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案 （保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（25-332））	薬事法の改正に伴い、規定の整備を行う（法律名称、引用条項等の改正）。	平成26年11月25日